

第 3 6 回法務省契約監視会議議事概要

開 催 日	令和 8 年 6 月 2 3 日（火）
開 催 場 所	法務省 1 7 階 会計課会議室
出 席 委 員	田 中 早 苗（弁護士） 中 島 俊 秀（共同通信社編集局くらし報道部担当部長） 柳 川 重 規（中央大学法学部教授）
審議対象期間	令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月
審議対象契約	一般競争契約 3 7 7 件 随 意 契 約 5 7 件
重点審議案件	一般競争契約 8 件
委員からの主 な意見・質問そ れに対する回 答等	別紙のとおり
意 見 具 申 等	今回の審議案件について、特段の問題は認められなかった。 令和 7 年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（案）につ いて、特に指摘する事項はなく、引き続き適切に実施されたい。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
1 「全自動書類綴込機購入契約」 (一般競争入札) 契約金額 10,296,000 円 支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 (質問等) 【総論的質問】 一者応札となった理由及び落札率が高い理由は何か。	(回答) 一者応札となった理由は、本件調達数量が16台と多く、かつ機器の設置までを契約に含んでいたことから、応札できる業者が限られていたことにある。 入札不参加業者に理由を聴取した結果、卸売業者を介して販売を行う都合上、納入までに時間がかかり、仕様書に定められた納入期限までに機器の設置が困難であったとの回答を得ている。 本件落札業者については、機器を直接仕入れることが可能であり、納入期限までに機器の設置が可能であったと思われることから、今後は、事前に業者に納入までの日数について確認を行うことによって履行期間を確保し、一者応札解消に向けた取組を継続していきたい。 落札率が高い理由は、千葉地方法務局では、平成29年度にも本件機器の調達を行っており、当時の落札者が今回の契約の相手方であることから、予定価格がある程度推察できたことにあると考えている。

2 「令和 7 年度鹿児島刑務所一般用医薬品及び医療用品（309 品目）」 （一般競争入札） 契約金額 34,522,523 円 支出負担行為担当官 鹿児島刑務所長 （質問等） 【総論的質問】 一般用医薬品、医療用品について、「一括調達」適用の可能性や、それによるコスト削減効果はあるか。 【柳川委員】 現在、医薬品の調達において困難が生じている状況はあるか。	（回答） 本件については、公表上は鹿児島刑務所単独の調達のように見えるが、実際には、本件公告及び契約件名の正式名称を「令和 7 年度九州矯正管区管内矯正施設医薬品共同調達（単価契約）」とする、九州矯正管区管内に所在する矯正施設 17 施設による共同調達として実施したものであり、医薬品 621 品目、医療用品 36 品目の合計 657 品目を一括で調達し、鹿児島刑務所が代表して契約手続を実施している。 一括調達の可能性やコスト削減効果については、全国一括調達と地域ごとのブロック単位調達双方のスケールメリット及び競争性の担保の観点から検討した上で、既に全国的に実施している。 コスト削減効果については、本件調達において 10 者が応札し、落札率が 88.9 パーセントとなっていることなどを鑑みても、競争性が十分に働いており、一括調達によるコスト削減効果は得られていると評価している。 今後も医薬品の調達については、スケールメリット等を生かし、市場の動向等を見極めながら、引き続き適正な調達を行っていく方針である。 過去にはジェネリック等の医薬品の不足により入手困難な状況が生じ、共同調達においても不落となった、業者
---	--

	一方、現行のように地域ブロック単位での一括調達であれば、地元の中堅業者も参入可能となり、競争性が高まることでより割安な調達につながる場合がある。そのため、全国一括調達とブロック単位調達のそれぞれのメリットを見極めながら、適切な調達方式を検討していくことが重要であると認識している。
3 「地方出入国在留管理官署において使用する出入国在留管理庁通信ネットワークシステム用端末機器等の賃貸借（令和7年度）一式」 （一般競争入札） 契約金額 25,235,892 円 支出負担行為担当官 出入国在留管理庁次長 （質問等） 【総論的質問】 一者応札であり、落札率も高く、しかも入札回数は1回である。予定価格とニアーイコールの理由は何か。	（回答） まず、一者応札となった理由については、本件システムが使用しているクライアントアプリケーションに関連し、そもそも同アプリ自体に精通しているだけでなく、サーバーやネットワーク機器との疎通設定作業が必要であり、事実上、現行事業者である本件落札業者以外の対応が困難な状況にあることが背景にある。 次に、落札率が100パーセントとなった理由については、予定価格の設定方法に起因している。予定価格の算定にあたっては、過去の類似案件である令和5年度および令和6年度の調達実績を参考としたが、事前に現行事業者から提出された参考見積書の方が安価であったため、この見積書の金額をそのまま予定価格として採用した。その結果、本件落札業者が見積書と同額で入札してきたことにより、落札率1

【田中座長】 本件を随意契約にしなかった理由は何か。	00パーセントという結果となったものである。 本件においては、過去の実績とともに、近年の人件費、物件費の高騰も考慮した上で予定価格を設定したが、今後も、国民に疑念を抱かせることがないよう、適正な予定価格の設定に努めていく方針である。 一般競争入札を原則とする観点から、他の事業者が参入してくる可能性が全くゼロではないため、幅広く周知することで新たなノウハウを持つ事業者の参加につながる可能性を期待し、一般競争入札を実施した。しかしながら、結果的に毎年一者応札となっている状況を踏まえ、来年度以降は随意契約も含めた契約方式の検討を行っていきたいと考える。
4 「次世代出入国管理業務個人識別情報システム等の開発に伴う日本人出帰国審査システム対応作業」 (一般競争入札) 契約金額 81,917,000 円 支出負担行為担当官 出入国在留管理庁次長 (質問等) 【総論的質問】 低入札価格調査実施の結果について説明されたい。	(回答) 開札後、落札業者に対して調査票を送付し、不足する部分については直接聴取を行う形で、低入札価格となった理由や積算の妥当性、これまでの実績等について調査を実施した。 その結果、特段問題は認められず、同社が本契約の内容に適合した履行が可能であると評価できたことから、同社を落札者として決定し、契約を締結した。

5 「司法試験等C B Tシステム（仮）を使用した試験の実施に係る検証業務委託契約 一式」 （一般競争入札） 契約金額 101,366,166 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 （質問等） 【総論的質問】 一者応札となった理由は何か。また、本件は検証業務であるが、コンサルタント会社に打診しなかった理由は何か。 【中島委員】 本件については、いわゆる総合評価方式ではなく、最低価格落札方式でないといけなかったのか。	（回答） まず、一者応札となった理由については、政府電子調達において仕様書等のダウンロードは20件以上あったものの、入札不参加事業者へのヒアリングの結果、社内における履行体制が整わなかったことが理由として挙げられた。調達仕様自体に問題はなかったものと考えているが、一者応札であったことは事実であるため、今後は公示時期の早期化や入札参加への積極的な声かけ等により、複数事業者の参加確保に努めていきたいと考えている。 次に、コンサルティング会社に打診しなかった理由については、本調達案件の主たる内容が、別途開発した司法試験等C B Tシステムを使用して、一般受験者を対象として本番同様の環境下で司法試験・予備試験の模擬試験を実施することであるため、試験会場や監督員等を手配できる事業者による受託を想定していたことから、コンサルティング会社への打診は行わなかったものである。 総合評価落札方式も検討の余地はあったと思われるが、原則として最低価格落札方式を採用するルールに基づき、より多様な事業者が参加しやすい環境を整える観点から、最低価格落札方式を採用した。
--	--

6「取調べの録音・録画用ソフトウェアの供給 一式」 (一般競争入札) 契約金額 143,000,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 一者応札となった理由は何か。また、法務省においては、仕様策定にあたり、なるべく汎用性のある機材を採用する方針はとっていないのか。 【中島委員】 本件は毎年度入札を実施していくこととなるのか。また、理論上は年度ごとに異	(回答) まず、一者応札となった理由については、政府電子調達において17者が仕様書をダウンロードしていたものの、入札不参加事業者へのヒアリングの結果、他の案件との兼ね合いで社内リソースの確保ができなかったことが主な理由として挙げられた。仕様自体に特段問題はなかったものと考えている。 次に、汎用性のある機材の採用方針については、カメラ、バウンダリーマイクروفオン、USBハブ、ドッキングステーションといった周辺機器については、いずれも汎用性のある機材を使用できる仕様としており、別途調達を行っている。そのため、課題となるのは、業務用端末にインストールするソフトウェアの開発部分に限られる。 このソフトウェアに関しては、取調べ終了時にデータの改ざん防止を目的としたハッシュ値を出力する機能が唯一の特別な仕様となっている。この機能は刑事裁判において改ざんがないことを証明するために不可欠なものであり、省略することができない。一者応札の解消に向けて、現在も複数の事業者に対して説明や交渉を継続して行っているところである。 毎年度入札を実施していくこととなり、理論上は年度ごとに異なる業者が
--	---

なる業者が落札する可能性もあるのか。さらに、5年間で2,000台の整備が完了した後は、保守管理の在り方も変わることになるのか。 入札不参加事業者へのヒアリングについて、同事業者へは、ハッシュ値の機能が入札参加への障壁になっていたかという内容で確認を行ったのか。 【田中座長】 改ざん防止機能等の必要性は認めるが、官側の求める仕様とコストとのバランスについては工夫の余地があると考えられるので、今後も技術発展や費用対効果の観点も踏まえ、コスト意識を持った仕様となるよう務めていただきたい。	落札する可能性もあるが、その場合の保守対応が課題であると認識している。現在は専用端末のリース期間が満了するまでの間、年間400台ずつ調達せざるを得ない状況であるが、5年後に2,000台の整備が完了した時点では、2,000台を一括調達できる仕組みに移行したいと考えている。一括調達とすることでコスト面でも安価に調達できると見込んでいる。 入札不参加事業者へのヒアリングについては、「入札しなかった理由は何か。」という形でシンプルに確認を行ったものであり、ハッシュ値の機能が障壁となっていたかどうかについて深く追った確認は行っていない。ただし、ハッシュ値の生成機能が汎用性の観点で唯一ネックになり得るポイントであるとは認識している。一方で、複数の事業者への確認を通じて、ハッシュ値の生成は特別高度な技術を要するものではないことが確認できており、それほど高い参入障壁にはならないものと認識している。 取調べの適正性が担保できれば画面構成等の仕様にこだわるものではなく、常にコスト意識を持って調達に臨んでいる。技術の進歩に伴い、近い将来においてより安価で競争性の働く調達が実現できるよう、毎年試行錯誤を重ねながら多くの業者との対話を継続していきたいと考えている。
7「不動産登記規則の改正に伴う登記・供託オンライン申請システムの機能追加・開発等業務の請負」 (一般競争入札) 契約金額 77,660,000 円	

支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 一者応札となった理由は何か。 【柳川委員】 大規模な更新が行われない限り、現行事業者以外の参入は難しい状況が続くと考えられるが、そのような認識でよいか。また、本件システムは今後何年程度使用される見込みか。	(回答) 本件システムは複数のシステムと連携している大規模なシステムであるため、応札を検討する事業者においては、既存の機能に係る各種設計書や連携システムとのインターフェースを精査した上で、システムの安定稼働を維持しながら必要な開発を実施するための工数積算や経費算出といった事前検討作業が必要となる。現行受託事業者以外の事業者がこれらの事前検討を行う場合、相応のコストを要することから、総合的な判断として現行事業者以外の者が応札を見送ったものと推測している。 今後は、調達仕様書における作業内容や作業ボリュームをより分かりやすく記載することで事前検討コストの削減を図るとともに、公告期間や準備期間を十分に確保することにより、一者応札の解消に努めていきたいと考えている。 一般的なシステムのサイクルとして、ハードウェアおよびソフトウェアはおおむね5年で更新を行っており、本件システムについては昨年度に大規模な更新を実施したばかりであることから、次の大規模更新は5年後以降になる見込みである。 他社参入の可能性については、大規模更新のタイミングでは通常の改修に比べて参入しやすい面はあるものの、本件システムは登記情報システムや会計システムなど複数のシステムと連携している大規模なシステムであるた
--	---

【田中座長】 国籍情報の登録機能を既存の登記・供託オンライン申請システムに組み込むのではなく、別システムとして構築することで、新たな事業者が参入できる可能性が生まれると考えられるが、別システムとして設計することは検討しなかったのか。	め、参入にあたってはそれらの仕様を十分に理解した上で対応する必要がある。そのため、設計書の閲覧を可能にするなど、参入障壁を下げるための取組を進めていく必要があると認識している。 国籍情報については、登記情報システムにおいて保管した上でデジタル庁の別の仕組みに情報を提供し、統計情報の公開等に活用することが計画されている。申請者がオンラインでの登記申請と同時に国籍情報を入力できるよう体系的に対応することが最も効率的であることから、既存システムへの機能追加という形で開発を行った。別システムとして構築した場合、申請者の手続が2回に増える負担が生じるほか、システム間の連携のための新たなサーバーやストレージが必要となるなど、追加コストが発生することから、既存システムに入力機能を追加する現行の方式が効率的であると判断した。
8 「地方公共団体が講じる措置に起因する投資仲裁への対応の在り方に関する調査研究の請負 一式」 (一般競争入札) 契約金額 6,600,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 【田中座長】 令和7年6月に開催された第32回法務省契約監視会議において、一者応札案件として審議された案件のフォローアップについて説明されたい。	(事務局) 第32回会議での御意見等を踏まえ、十分な履行期間を確保するなど一者応札解消に向けた取組を行った結果、法務省訟務局においては5者という複数者応札となり一者応札が解消された。

	(回答) 前回の令和6年度の契約において一者応札となった理由は、法律事務所側の時間的な制約から入札参加の辞退の申し出があったことや、他の案件と並行して請け負うことが難しいと判断したことが挙げられた。 そこで、令和7年度の契約手続にあたっては、一者応札解消に向けて二つの取組を行った。一つ目として、前回契約と比較してスケジュールを前倒しし、早期に調査研究の依頼事項の確定や見積りの依頼を実施するとともに、入札公告から入札締切までの期間および開札から履行期限までの期間を延長し、適切な公告期間や履行期間を確保した。二つ目として、複数の日本の大手法律事務所に加え、外国の法律事務所に対しても声かけを行った。 以上の取組を行った結果、令和7年度の契約では一者応札を解消することができた。今後も競争性が確保された透明性・公平性の高い入札の実施に努めてまいりたい。
【法務省調達改善計画関連】 「令和7年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（案）」について	事務局から、各項目について、目標に沿った取組がおおむね順調に推移している旨の報告がなされ、承認された。